

＜報道発表資料＞

.....
カテゴリー：お知らせ

.....
令和6年1月9日

令和6年能登半島地震被災者に対する公営住宅の提供について

令和6年能登半島地震で被災された方に対し、下記のとおり公営住宅を提供します。

1 提供住戸について

- (1) 県営住宅 提供戸数 30戸
- (2) 市町村営住宅等 提供戸数 113戸
市営住宅等 17市（さいたま市除く）
町村営住宅等 6町村

提供可能自治体一覧			
1	川越市	13	草加市
2	熊谷市	14	蕨市
3	行田市	15	入間市
4	秩父市	16	朝霞市
5	所沢市	17	坂戸市
6	飯能市	18	越生町
7	本庄市	19	小川町
8	春日部市	20	長瀨町
9	狭山市	21	小鹿野町
10	羽生市	22	東秩父村
11	鴻巣市	23	神川町
12	深谷市		

2 県営住宅の提供について

(1) 使用期間

○原則 6 ヶ月（最長 1 年まで延長可）

(2) 使用料等

○使用料、敷金は免除とする

(3) 受付開始時期

○調整が整い次第、速やかに受付開始予定

3 問合せ先について

【県営住宅】

埼玉県 都市整備部住宅課 県営住宅管理担当

電話：048-830-5564

（土日、休日を除く。午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分）

【市町村営住宅等】

各市町村担当課あて